

第4条関係

譲渡会に参加できる犬猫チェックリスト

原則として、条件付以外は、全ての項目にチェックがない動物は参加できません。

(1)猫の場合

- 生後4週齢以上
- 猫エイズ及び猫白血病の検査結果が陰性(証明書提出確認)も可
- 検便で異常がないことかつ前日及び当日の便が正常
- ノミ、ダニ駆除済み
- (生後10週齢以上の場合)3種以上の混合ワクチン接種済み
- (生後20週齢以上の場合)不妊去勢手術済み
 - ※未施術の場合は、譲渡までに施術又は譲受者から手術の確約を得る
- シャンプー又は拭き取り済み

次から選択

- 明らかに飼い主のいない猫の場合は、保護日から14日以上を経過
- 迷子猫の場合は、遺失物法等に基づく保管、引取り手続きの完了

(2)犬の場合

- 生後4週齢以上
- フィラリア検査済みであること(検査結果提出確認)
- 検便で異常がないことかつ前日及び当日の便が正常
- ノミ、ダニ駆除済み
- (生後10週齢以上の場合)5種以上の混合ワクチン接種済み
- (生後20週齢以上の場合)不妊去勢手術済み
 - ※未施術の場合は、譲渡までに施術又は譲受者から手術の確約を得る
- シャンプー又は拭き取り済み
- マナーベルト等の着用
- (保護から31日以上(生後90日以内の犬の場合は、91日以上)を経過している場合)狂犬病予防法に基づく、予防注射及び登録済

次から選択

- 明らかに飼い主のいない犬の場合は、保護日から14日以上を経過
- 迷子犬の場合は、遺失物法等に基づく保管、引取り手続きの完了

※共通注意

- 1 正式な譲渡手続きは8週齢経過後であること
- 2 病歴がある動物は、文書で情報提供すること
- 3 検査、不妊去勢等の費用の負担を求める場合はその明細等を提供できること
- 4 譲渡に係る個人情報本人同意なしに公開しないこと

◎猫エイズ、猫白血病、その他感染症に罹患している動物の持ち込みは不可としますが、写真、動画展示による譲渡活動はできます。